

変更届 別紙 (運送業者の取扱品目)

変更前後の取扱品目は、番号に○をした品目です。

変更前		変更後	
1	黄燐	1	黄燐
2	四アルキル鉛を含有する製剤	2	四アルキル鉛を含有する製剤
3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	4	弗化水素及びこれを含有する製剤
5	アクリルニトリル	5	アクリルニトリル
6	アクロレイン	6	アクロレイン
7	アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	7	アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
8	塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	8	塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
9	塩素	9	塩素
10	過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。)	10	過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素 6%以下を含有するものを除く。)
11	クロルスルホン酸	11	クロルスルホン酸
12	クロルピクリン	12	クロルピクリン
13	クロルメチル	13	クロルメチル
14	硅弗化水素酸	14	硅弗化水素酸
15	ジメチル硫酸	15	ジメチル硫酸
16	臭素	16	臭素
17	硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	17	硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム 5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
20	ニトロベンゼン	20	ニトロベンゼン
21	発煙硫酸	21	発煙硫酸
22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド 1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの
23	硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの	23	硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸 10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの